第10回 国立市男女平等推進市民委員会

- 1. 日時 令和5年(2023年)5月26日(金)午後5時~7時
- 2. 場所 国立市役所 第1・第2会議室
- 3. 出席者

委員 9名 太田委員長、本田貴子副委員長、遠藤委員、齋藤真希委員、齋藤美帆委員、 巣内委員、本田恒平委員、山下委員、吉川委員

事務局 5名 (吉田市長室長、鈴木係長、金田係長、岩元主任、西村主事)

【太田委員長】 第10回男女平等推進市民委員会を始めます。事務局から配付資料の確認をお願い します。

(配布資料確認)

【事務局】 前回の委員会の際に、審議会等委員の男女比に関する資料を配付するとお伝えしましたが、次回の提供とさせていただきます。

【太田委員長】 本日の審議内容として、ジェンダー平等に関する職員意識調査について、市民意識調査の状況と合わせて、事務局からこの後ご説明いただきます。

その後は、健康まちづくり戦略室にヒアリングを実施する予定だったのですが、書面での回答になりましたので、その内容について事務局からご説明いただきます。

その後、多摩マッチングプロジェクトに係る苦情申出への対応についての確認をします。

その後、前回に引き続き、中間評価答申提言の施策実施状況の確認を進めていきます。

最後に、答申を作成する作業を来月から始めますので、答申を作成する分担を皆さんと相談して決めたいと思います。6月までに全体の枠組みを協議して、7月の委員会では実際の文案を検討して、 完成に近いところまで持っていけるといいと思います。

まず、事務局から市民意識調査の実施状況について説明をお願いします。

【事務局】 5月23日で回答を締め切って、現時点で3,000件のうち約940件が届いています。前回24%の回答率だったのが31%か32%ぐらいで、前回よりは伸びましたが、ほかの市は大体40%弱なので、低かったというところです。回答内容は6月の委員会でご報告します。

【太田委員長】 続いて職員意識調査についても、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 職員にも意識調査をして、次期計画の策定や計画の最終評価に生かしていただければと 思います。事務局として職員に聞きたいと思う設問を、案として載せています。

対象は全正職員と再任用職員で、会計年度任用職員は含まれません。庁内のグループウエアシステムが、会計年度任用職員には割り当てられておらず、集計が難しいのでこのようになっています。

設問 1 は性別、設問 2 は年代を聞いています。市民意識調査では 5 歳単位でしたが、特定されにくいように 1 0 歳単位にしています。

設問3は審議会委員の男女比の数値目標についての意見、設問4はそのことに関する自由記述です。 設問5は市民意識調査と同じく、語句の認知度に関する設問です。

設問6は市が作成しているLGBTQ関係のガイドラインの認知度についてです。

設問7は市民意識調査と同じく条例の内容の認知度です。

設問8も市民意識調査と同じくパラソルの取組の認知度です。

設問9は「男のくせに」、「女なのに」といった言動や、LGBTQなどに関する差別発言を、職場の身の回りで感じたことがあるかという設問です。

設問11、12、13はそれぞれ自由記入になっています。

【巣内委員】 会計年度任用職員の方が対象ではないのは、もったいないと思いました。非正規雇用は女性が多いので、会計年度任用の方に聞くと、より明確に状況が分かるのではないかと思います。

設問9で、例えばセクシュアル・ハラスメントや性暴力、また昇給や仕事の割り振りみたいなところで、ジェンダーに基づいて何か不利益な取扱いがあったかどうかということを聞いてもいいのではないでしょうか。市民意識調査ではDVのところで、相談したかを聞いています。ジェンダーに基づく問題の中に経済問題は結構あるでしょうし、セクシュアル・ハラスメントの問題もあるので、そういった具体的な設問を設けたほうがいいのではないでしょうか。自分が非正規雇用で市役所で働いていて、賃金が正規の人より低いといったら、それは不平等な取扱いと認識すると思います。

【事務局】 会計年度任用職員については、紙ベースでできるかどうか、出先もかなりの数がありますが、前向きに検討させていただきます。

【事務局】 セクシュアル・ハラスメントについては、市職員の処遇というところにも関係してきますので、職員課と相談して検討したいと思います。

会計年度任用職員については、電子媒体で集める場合は匿名性が完全に担保されますが、紙ベースだと、職場でとりまとめて回収する場合に、職場の上司が見るかもしれないといったおそれを生じ得ることもあるかと思うので、その辺りを注意して検討したいと思います。

【太田委員長】 意識調査の目的にもよると思いますが、非正規で働いている方のご意見もすごく重要ですし、窓口で市民の方と接する立場にある方にも回答していただくべきだろうと思います。

市民意識調査で行ったような、実態調査的な設問は省いたということでよろしいでしょうか。

【事務局】 あまり設問が多くなり過ぎないように絞って、特に職員に聞いてみたいと想定したところを入れていますが、ほかにも何かあればご意見をいただければと思います。

【太田委員長】 この委員会として答申作成や次期計画の検討をしていく上で、職員の方の意識も参考にすべきところだろうと思いますので、いい調査を実施していただければと思います。

【山下委員】 会計年度任用職員については私も同じことを思いました。地方公務員で会計年度任用職員は女性が8割なので、構造的な問題とかあるのだろうなと。

今までも産休や育休、介護休暇で、男女での取りづらさの違いとかいうことが出ていて、当事者と しての意識を答えられるところがあると思うので、設問を増やせられるようなら、産休、育休、介護 休暇を入れていただくといいと思います。

【事務局】 入れられるか検討します。

【本田恒平委員】 正規なのか会計年度任用なのかというところと、係長級以上なのか係員なのかとかで変わってくると思うので、そこを含めていただくといいと思いました。

【事務局】 役職について入れることも検討したのですが、匿名性の部分で課題が出てきます。例えば、50歳以上で女性管理職というと限られてきて、ハラスメントなどの設問に答えづらくなってしまう懸念があるので、検討したいと思います。

【本田恒平委員】 匿名性というのはどの時点のことですか。調査票を見られてしまったときに特定 されるということですか。集計された後は一部の人しか見ないですよね。個票データとして公開する ことはないですよね。

【事務局】 公開ということではなく、匿名で書いても、年齢と職層と性別で、我々に特定されてしまうのではないかということです。

【太田委員長】 皆さんが回答しやすく、有効なデータが取れるように、バランスが難しいですね。

【巣内委員】 社会調査で調査対象者を保護するのが第1に優先されるというのは、そのとおりだと思うのですが、私たちが社会学などで調査するときには、「この調査においてプライバシーは必ず保護されます」といった文言を書くとともに、後で撤回もできますとか、いろいろ保護しますということを必ず書きます。データ分析するときには調査者は誰が回答したか大体分かってしまうのですが、報告書や公の場所で示すときには、誰だか分からないように加工することは、社会調査では通常行われていると思うのですが。

【事務局】 提出をする際に、我々事務局に見られるということについて、本人が記入をためらうと ころがあるのではないか考えています。社会調査のように対象が広く不特定多数だったらいいのです が、その辺りの配慮をしました。いただいたご意見については、検討したいと思います。

【齋藤真希委員】 設問9ですが、こういったこと自体があったかを選ぶのはいいのですが、自分にジェンダーバイアスやアンコンシャスバイアスがあるような言動を拾い上げたほうがいいと思います。ここにあるのは、チェックがついたら完全にアウトというものだと思うのですが、ぼんやりアウトではないかといったものも入れるとよいと思います。ぼんやりアウトみたいなものをそのままにしていると、先日の問題みたいなことがあり得るので、そういうキーを増やしたらどうかと思いました。

【事務局】 前向きに検討させていただきます。

【太田委員長】 ほかにご意見がありましたら終了後に、事務局にご連絡ください。

次に、健康まちづくり戦略室から書面でヒアリング回答が届いていますので、これについて事務局から説明をお願いします。

【事務局】 回答をご覧いただき、補足させていただきます。

Q2、性感染症に関する普及啓発というところで、そういう相談の実績はないとのことでした。仮に相談があった場合には、保健センターでお話しを伺い、検査などであれば保健所の対応になりますので、そちらを案内するとのことです。

Q5、12月の委員会で、トランスジェンダーの方への配慮として、乳がんや子宮頸がんなど女性特有の疾病の検診案内について、封筒に検診名を明記すると分かってしまうということで、明記しない自治体があるというご報告した際に、国立市では明記している状態だということでした。こちらについては、乳がんも子宮頸がんも2年おきに封筒をお送りしていて、トランスジェンダーの方に限らず、子宮を摘出したため子宮頸がんの検診はする必要がないといった場合は、市民の方からご連絡をいただければ、その後は送らないという対応になっています。封筒の記載を今後どうするかについては検討したいということでした。

【事務局】 健康まちづくり戦略室の職員が出席して、ご質問があれば回答することを考えていたのですが、勤務の関係上、本日はこちらに来られなかったので、我々で質問を受けても回答できないものが大半になります。いただいたご意見は担当にお伝えして、改めて文書での回答か、次回職員が出席した形で回答させていただきます。

【太田委員長】 皆様から集まった5つの質問にお答えいただきましたが、この後に検討する中間評価答申提言取りまとめの、性の違いに配慮した健康支援という基本目標に関わる内容として、推進状

況調査報告書に関する質問が載っていますので、そちらも見ていただければと思います。

Q4までは、これまでの議論で特に意見が出たものについて、質問の形でまとめ直して提出したものです。この回答も最終評価に書かれている内容も、さほど性の違いに配慮した支援という観点からの回答ではないような気がします。一般的に業務の状況を回答いただいていますが、その中で特に性の違いにどんな配慮をしているのかを聞きたくて質問をしたつもりでした。そのような質問の文面にもなっていると思うのですが、ダイレクトに答えていただいていないという印象です。

その辺りを引き続き、答申や次の計画でも検討をお願いしたいと思います。そういったことも含めて、ご質問等ありましたらお出しください。何らかの機会に回答いただければと思います。

【事務局】 追加で補足させていただきます。齋藤真希委員から2点ご質問いただいていまして、内容的に市長室から回答させていただきます。

1つ目は、「LGBTQ当事者の課題に関する医療機関との連携について、取り組んでいく考えがありますか。賛同を得られる小規模クリニックから始めて、受付にマークを提示するなど、PRID E指標で「レインボー」を獲得したことをフックに、働きかけていただきたいです」というご質問です。以前もご説明したとおり、医療機関の研修を行ったのですが、その後が進んでいないという状況です。国立市内は小規模な診療所が多く、大きな病院は市外ですので、広域的な取組が必要だというところで、東京都にそういった研修をしてフレンドリーマップを作ってもらうことができないかを打診していて、検討していただいているという状況です。

もう1点が、「子どもに対する性教育とともに、十分に性教育を受けていない大人に対する教育も必要と感じています。性教育のやり方、同意に関すること、LGBTQに対するバイアスについてなど、価値観をアップデートする意味でも取り組んでいただきたいが、お考えはありますか」というご質問です。パラソルで、保護者の方に対する啓発などに取り組んでいこうと考えています。以前もご紹介したとおり、国立市は近隣10市と連携してLGBTQユースの支援事業を行っています。その中で学校への出張事業も行っています。その際、学校から案内があった場合には、保護者の方も任意で参観しているといったこともあります。ただ、関心のある保護者の方が参加しているということなので、関心の薄い層にどのように届けていけるかが課題です。

【本田貴子副委員長】 Q5は私が出した質問ですが、回答が少しずれている気がしました。私が質問した意図は、他市では特定健診として送付しているということで、それによって受診率が変わるかを検証されているかということです。他市の受診率を調べていただいて、国立市と他市との比較として、考えていただきたいと思いました。

【太田委員長】 ご質問の趣旨としては、受診率を高めるということも重要ですが、個別のケースに対する配慮が、お知らせをお送りする時点でどれぐらいできているのかということへの問題意識なのだろうと思います。そう考えると、この回答は受診率向上をメインに考えた回答になっていて、配慮という意味でどうなのかということも、もう少し出していただきたいと思いました。ほかの質問もそうですが、この計画で目指しているところに到達するために、特段どんな工夫を業務の中でしてくださっているのかを知りたいところです。

【山下委員】 推進状況調査報告書52ページの性感染症の普及啓発への回答が、「東京都のリーフレットを置いています」だけというのが残念だと思います。それがどういうリーフレットか分からないですが、性感染症の医学的な話だけではなくて、どうしてそれが感染するのか、例えば男女間のパワーバランスで、きちんとコンドームを使ってくれないとか、そういったジェンダーの不平等から起

きる性感染症もあるでしょうし、あるいは多様な性といったとき、ゲイ男性がHIVに感染しても、 今は医学が進んでいて、ほかの人にうつさなくなっているのに、それでも差別や偏見が起きている現 状という社会的な側面など、医学的なところだけではなく、ジェンダー不平等や多様なセクシュアリ ティに対する理解につなげた国立市独自の普及啓発を、国立市は条例もあるので、したらどうなのだ ろうと、この回答を見て思いました。

【太田委員長】 全般的に、以前ここで詳しくお聞きしたパラソルや市長室の取組などと、今回の回答は大分トーンが違う感じがします。山下委員がおっしゃった内容もそういうことだろうと思います。 【齋藤真希委員】 多分この場に来ていただいたほうがいいと思います。お仕事はもちろんお忙しいと思うのですが。

【太田委員長】 その機会が今期中にあるかどうか分からないですが、無理をお願いするわけにもいきませんので、委員会としてできることは、答申にきちんとここでの意見を盛り込むということと、計画について検討する際にも、何が足りていなくて何を目指さないといけないのかを、具体的に書くことかと思います。いずれにしても、市の目標や計画としてやっていただいている職員の方々の意識や日頃の業務に、どれぐらい具体的に取り組んでいただけるのかというのが非常に重要なところでもありますので、どうしたら伝わるのかという検討を続けていく必要があると思います。

【遠藤委員】 東京都に保健所があって、保健所に当たるような役割を市の保健センターがやるわけですよね。保健センターと健康まちづくり戦略室はどういう関係にあるのでしょうか。例えば、東京都の児童相談所と国立市の子ども家庭支援センターは、必ずしも同じ見解に立たなくてもいいわけですが、回答で「東京都は」と幾つか出てくるのを見ると、保健所への配慮ではないですが、保健所がこうしているから保健センターはこうしますという、関係性の中で自分の立場をわきまえて答えてるいのかなという印象がすごく強いです。

国立市がこう考えていて、市民委員会はこう考えているかもしれないけれども、東京都と国立市のはざまに保健センターがあるとして、こういう奥歯に物が挟まったような言い方になっているのかなという気がすごくして、そこを聞きたいと思いました。

【事務局】 その点については担当課に確認しますので、少々お待ちください。

【太田委員長】 では先に、多摩マッチングプロジェクトの件に移ります。苦情申出に対して、この委員会から答申を出しましたが、それを受けて4月28日付けで、苦情申出人に対して市から回答をしています。回答の内容については事前に目を通していただいているかと思います。こうしたことがあって、こういう回答を市がしたということについて、計画の最終評価としての答申や、次の計画の改定に当たって、委員会でも考慮に入れていきたいと思います。

本日はあまり時間がありませんので、内容について質問等がありましたら後ほど事務局にお送りいただいて、次回以降に回答いただければと思いますがよろしいでしょうか。

続きまして、施策実施状況の点検のとりまとめ作業を進めたいと思います。資料を見てこれまでの 議論の内容を確認しながら、答申に盛り込むべき内容を検討していきたいと思います。

前回、事務局に確認をお願いした項目が2つありました。1つは、答申のワーク・ライフ・バランスの推進という中で、「介護者支援講座や認知症カフェ等の取組が実施されている一方で、相談窓口や地域サービス等の支援につながらないケースも依然として多くある」という部分について、支援につながらないケースを詳しく知りたいということでした。

もう1点は、同じくワーク・ライフ・バランスの推進という中で、シングルマザー、ひとり親家庭

の支援についてどんな現状があるのかということを知りたいというご意見がありましたので、事務局 から説明をお願いします。

【事務局】 支援につながりづらい状況については、高齢者支援課から聞き取りを行いましたので、ご説明します。支援につながりづらい事例としては、例えば90歳代のご両親と60歳代のお子さんで、お子さんのほうにしょうがいがある場合に、困難な状態になったときに、どこに相談していいのかという情報を収集することもできないということがあります。また、ご本人自身がそれを困り事として認識せず、例えばごみ屋敷のような状態や入浴できていない状態があります。あとは、自己流のやり方のある方がサービスにつながりづらいということもあります。

支援をしようとして拒否されるようなケースであれば、様子を見ながら、いずれ支援につなげていくことができるのですが、誰も把握できないようなケースであると、そのままになってしまって、支援につながりません。国立市はコンパクトな市ですので、地域の方々の状況を把握して、対象者だけではなくその方の周辺にもアンテナを張って、できるだけ支援につなげることを意識しているとのことでした。

ひとり親支援については、子育て支援課から聞き取りを行いました。前回遠藤委員にご紹介いただいたひとり親ホームヘルプサービスについては、基本的にはご紹介いただいた内容と同様の内容で今も続いています。仕事や疾病などの事情があるときに、ひとり親家庭にヘルパーを派遣するということを、市の事業としてやっています。

【太田委員長】 このことに関して、あるいは前回議論した項目の中で、追加のご意見等がありましたらお願いします。

【巣内委員】 ひとり親支援について、離婚が成立していないプレシングルの方たちへの支援はどうなっているのでしょうか。 DV や様々な事情でなかなか離婚してもらえず、実質的にはひとり親だけれども、ひとり親支援や様々なサービスの対象にならないという現実があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。ヘルパーもそうですが、児童扶養手当や児童育成手当など、国立市のホームページにもたくさん書いてありますが、おそらく離婚していることが要件で、今年度から制度が変わって離婚前でも受けられると聞いているのですが、その辺りはどうでしょうか。

【事務局】 所管課に確認して、次回に回答させていただきます。

【齋藤美帆委員】 学校の中で性教育やジェンダーに関することが広がっていかないというお話が、前回あったと思います。小中学校と高等学校は毎年、今の時期に学校長の名前で学校経営計画書というものを出します。我々はその計画書を基に自己申告を書き、それが達成できたかどうかで評価されるというシステムがあります。学校経営計画書は、そこに書かれてあることをやらなければいけないという、強制力があるものだと認識しています。国立市の各小中学校の学校経営計画にそれを盛り込んでいくと、そういった活動が活発に行われるのではないかと思います。達成されないと管理職の評価にもなります。学校経営計画書は各学校のホームページにアップされます。

計画書は校長がつくりますが、おそらく教員の声を聞いて書くのではなく、上から下りてくるミッションを踏まえて校長が策定し、教員のほうに下ろしていくという形です。学校経営計画書に盛り込んでほしいという提言をしてもいいのではないかと思いました。

【太田委員長】 そういった対応を各学校で検討していただきたいと書いておけば、それに対して記載したとか記載しなかったけれども代わりにこうしたといった回答が期待できますね。

ではまず、「配偶者等からの暴力の防止」について、基本的にはこの資料で意見として出されてい

ることに基づいて答申をまとめていくことになります。詳しくは議事録を見ながら文章化していくことになるかと思いますが、新しい観点で付け加えるべきことがありましたらお願いします。

【巣内委員】 DVの概念をどこかに明記したほうがよいのではないでしょうか。殴る蹴るだけではなくて、精神的な暴力や経済的な暴力もたくさんあります。精神的な暴力や経済的な暴力、性的な暴力は、殴られていないのでDVではないと言われてしまったりして、声を上げることができないのではないかと思います。親密な関係におけるDVの様々な形態を書いておくとか、それを市民に啓発して、どのようなものがDVに当たるのか理解していただけると、自分は被害者ではないと思ってしまうことが多いと思うので、やっていただけるとありがたいです。

【太田委員長】 それについては、既に計画の36ページに一通り説明があります。

【事務局】 先ほど遠藤委員から、健康まちづくり戦略室が何かというご質問をいただきました。今 お配りしたのが、健康まちづくり戦略の基本方針の概要です。担当職員に急遽来ていただいたので、 概略的に健康まちづくり戦略室の説明をしていただきたいと思います。

【太田委員長】 健康まちづくり戦略室がどのような組織であるのかについてご説明をお願いします。 【健康まちづくり戦略室】 もともと健康福祉部の中に健康増進課という課がありまして、令和4年 7月の組織改正で、健康増進課が健康まちづくり戦略室に変わりました。もともとは健康増進課の中 に保健センターがあり、今は健康まちづくり戦略室の中に保健センターが係としてあります。

健康まちづくり戦略推進担当という係が新設されて、私はそこに所属しています。保健センターは 健診や保健指導、大人の方の予防接種などを担当していて、健康まちづくり戦略推進担当は、基本方 針を基にこれから健康まちづくりプランをつくっていく部署です。

保健センターは、心身の健康づくりというところを担っている部署で、健康まちづくり戦略推進担当は広義の健康であるウェルビーイングを目指すというところです。これからプランを作成していく中で全庁的に、健康で過ごせるまちづくりという視点で考えていきます。具体的には例えば、歩きやすいウォーカブルなまち、つながり集えるまち、豊かで多様な食と文化を志向するまちという、目指すべき3つの方向性を掲げて、広い意味での健康づくりになります。身体というよりは心の健康や幸福度といったものの向上を目指していく部署になります。

【遠藤委員】 保健センターは健康まちづくり戦略室の中にあって、そこで行う具体的な事業や実践は、健康まちづくり戦略室の方針にのっとってやっていくわけですよね。

【健康まちづくり戦略室】 健康診断、がん検診、予防接種など、方針というより健康増進法に基づく事業をやっています。方針は根拠法がなく、広く健康を取り上げているものです。

【遠藤委員】 こういうものに答えるのは戦略室なのですね。

【健康まちづくり戦略室】 戦略室が全体としては答えていて、事業がそれぞれ分かれている中で、 保健事業に沿ったご質問が多かったので、こちらは保健センター事業の担当者が回答しています。

【遠藤委員】 保健センターにも聞いて戦略室が答えるという関係ですね。

【健康まちづくり戦略室】 そのとおりです。

【遠藤委員】 保健センターで何か聞かれたことを答えるとき、戦略室の質問の意図が伝わらないと答えられないということになりますよね。

【健康まちづくり戦略室】 戦略室には課長職が1人いますので、保健センターの答えも戦略推進担当の答えも、課長の下に集まって戦略室としてお答えしています。

【遠藤委員】 元の質問は保健センターまで下りていくのですか。そのまま保健センターに行って、

保健センターでも議論をして回答を上げるということですね。

【健康まちづくり戦略室】 そうです。

【遠藤委員】 質問の意図が伝わっていないのではということで、どこの段階で理解がされないのか 疑問だったのでお聞きしました。

【太田委員長】 組織の構造が分かり、ご質問に回答いただく手順もご教授いただきましたので、こちらからも回答いただきやすいような表現に今後していきたいと思います。今回いただいた回答では我々が知りたかったことがあまりダイレクトに分からないので、引き続きご協力いただければと思います。ありがとうございました。

【健康まちづくり戦略室】 ありがとうございました。失礼いたしました。

【太田委員長】 「配偶者等からの暴力の防止」というところで、答申に盛り込むべき内容の確認に 戻りたいと思います。

【山下委員】 提言1から3までどれも大事なことで、提言1、2は現在進行形で対応していかないといけないことですが、多くのDV事案やっていて子どものことにも取り組んでいるということもあり、時間はかかってじっくりじわじわだけど、すごく大切なのが提言3です。若い人たちにDVを防止するための意識啓発や情報提供をしていく必要があると思います。教育指導支援課は対象が小中学校で、それももちろん大事ですが、高校生や大学生ぐらいの年代のほうがより大事になってくるところもあるので、そういった機関ともつながらないといけないです。

提言では若年女性のエンパワーメントという形になっていて、もちろん女性のエンパワーメントも大事ですが、10代の男の子たちにも、DVとは何で、どうしてそれが起きてしまって、なぜそれが駄目なのか、パートナーとの関係が対等でお互いの人格を尊重し合って尊厳をお互いが守り合うということを伝えていく必要が、同じかそれ以上に必要なので、男性も含めた伝え方みたいなタイトルにしたいと思います。

【太田委員長】 前回は女性に限定した書き方になっているので、性の違いや多様な性の観点も含めて若い人たちへの働きかけというところで、まとめていけるといいと思います。

【齋藤真希委員】 LINEの相談はセキュリティ問題で続けられなくなったということだったと思います。外部のSNSや各種サービスを使うと、そういったリスクはあり得ると思うのですが、例えばプラスメッセージや、あるいは国内の複数の事業者が出資して開発しているサービスだと、そういったことが起こりにくいので、そういったものを基盤にして、相談しやすくハードルの低いテクノロジーを使うのはどうかと思います。そういったところを盛り込めるとよろしいかなと思います。市役所に足を運ぶというのは難しいのが事実だろうと思いますので。

【太田委員長】 若い人たちが相談しやすいツールの採用を考えていきたいということですね。

【齋藤美帆委員】 小学校や中学校はGIGA世代で、1人1台タブレットパソコンを持っています。恐らく東京都はTeamsを使うようになっていて、小学校や中学校は分からないですが、いろいろなポータルサイトを使っています。そこに市が窓口をつくっておけば、生徒がふだんから使っているタブレットで何かあったときにSOSを発信できるのかなと思います。Teamsだったらいろんな企業が使っているので、学校と連携をしてSOSが発信できる仕組みがあるといいと思いました。

【齋藤真希委員】 GIGAスクールとは親和性が高いと思います。Teamsは組織ごとに区切るように作られているので、どういうふうに接続するのかというのは課題だと思いますが、ツールとしては、マイクロソフトが作っているので安心感はあると思いました。

【太田委員長】 学校の中でもそういった工夫をしつつ、学校の外で子どもたちが相談しやすいようなツールを探していけるのではないかと、答申に入れていけるといいということでしょうか。

【巣内委員】 うちの子は国立市の小学生なのでアカウントを持っているのですが、親が管理していますので、家庭内で被害に遭っている人は入れないのではないかと思います。

もう一つ、自分の子がいじめに遭ったときに子どもに接して分かったのですが、よほどのことがないと言いたくないということはあるので、オンラインのツールが駄目ということではなくて、何か保護するルートがたくさんあると、紙ベースでも国立市はいろいろ配ってくださっているので、子どもも認識していて、スクールカウンセラーの先生もいて面談ができるなど、すごく手厚いです。

【太田委員長】 あまり具体的なことを答申に盛り込むと、計画を推進していただく上で難しいところもあるかもしれませんが、大枠としては、できるだけ子どもが相談しやすい、個別の環境にいる子どもがこれだと言えないというようなことをできるだけなくして、いろいろ用意していこうという方向になるかと思います。

【齋藤真希委員】 子どもだけでなく、DVに関する相談窓口でも同じことを思っています。テクノロジーを使って子どもも大人も相談しやすくしたいです。

【太田委員長】 これからまとめる答申でも、どんな具体的な提言を出していくのかというのを、ここにある資料に基づいてという形になりますが、中間評価の答申に書かれていない提言ももちろん出していけますので、ここにある提言に限定せずにご検討いただければと思います。

次は「国籍やしょうがい等の複合的な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」という課題に対して、ここまで出ているご意見をご確認いただいていかがでしょうか。

既に今までの委員会で出された意見がたくさんあり、出尽くしている感じもありますので、追加等なければ、ここに書かれているものを基にまとめていければと思います。

続いて「男女平等を阻害する要因の解消」というところで、提言は2つありましたが、これに対してはあまり意見が出てこなかったようです。セクシュアル・ハラスメントの防止とストーカー対策というところです。

1つ目に関しては、事業者への働きかけというのがなかなか難しいという実態が、この委員会では これまで確認されてきているところで、どんなふうに工夫をしていくかということが挙げられると思 います。

【齋藤真希委員】 前回の答申の提言内容に書いてあったこれをそのまま書くぐらいの感じにして、事業者に働きかけができなかったという回答かと思うので、ではやりましょうかという感じです。

国連グローバル・コンパクトのようなESGに関するガイドラインには、取引先のジェンダーギャップなども見て、一定に達しなければサプライヤーとして取引しないとうたっていたりするので、そういう強制力を使ってもいいかもしれないと、先月も申し上げましたが、自然にしていて難しいのであれば、そういったこともやってはどうかと書いてもいいと思います。

【太田委員長】 前回の提言では、具体的に事業者の交流会に市の職員が出席するといったことが書かれていて、実態としてそれは難しかったということが後から分かり、あまり進展が見られなかったというところもありました。より具体的に、ご提案いただいたようなことも含めて書き込んでいくのか、あるいは具体的過ぎると前回のようなことが起こらないとも限らないので、目標を明確にして伝わるようにするというところに重きを置くのもありかなと思いますが。

【齋藤真希委員】 そう思います。プロセスは何でもよくて、実現できるのが大事だと思うので。ど

う書くのがいいかは迷いがある部分もあるので、皆さんのご意見をいただければと思います。

【本田恒平委員】 サプライヤーに対する圧力はなかなか難しいと思います。企業誘致促進事業として指定している企業にということだったと思うので、企業誘致はどういう話だったかなと、今調べてみたのですが、国立市の方針に共感してくれる人たちというものだと認識しています。であれば、指定企業ですので、国立市の方針に歩み寄ってくれませんかという、ネゴシエーションというか、そういうところでないと難しいのかなと思います。どちらかというと、推進事業としてお願いするということかなと認識しています。

【太田委員長】 先ほど齋藤真希委員からもありましたが、前回と提言の内容としてはあまり変わらないかもしれないけれども、よりきちんと意図が伝わるように、あるいはポイントを絞って具体的に、今の点も盛り込んでいけるといいのかなとも思います。

あと、多摩マッチングプロジェクトの答申の中でも、委託する事業者に対して市のスタンスをきちんと示して、共感いただいた上で委託するというようなプロセスが大事だという話を盛り込んだので、そういったところを今回の答申でも入れていけるといいと思います。

【齋藤真希委員】 本田委員がおっしゃったとおり、ジェンダーの話は、「北風と太陽」の北風のほうばかりでやるとよくないと思っています。すごくやっているところを取り上げて、それを目指していこうというふうに、太陽作戦のほうがうまくいくのではないかと思ったので、圧力をかけるという方向よりは、モデル企業みたいなところを一つつくって、そこをどんどん取り上げて盛り立てていくやり方みたいなこともいいのかなと思いました。実現性がどれぐらいかは分からないですが。

【太田委員長】 そういう実例があると、例えば、市としてどういうスタンスでやっていただきたいかを提言として書いていくと思うのです、モデルとなり得る企業を探してうまく提携して、ほかの企業への影響力みたいなものをアピールしていくという内容で、提言を構成することもできそうです。

【山下委員】 セクシュアル・ハラスメントの対策で、今、国立市指定企業とすごくピンポイントで、これはこれで大事なのですが、もっと市民一般に広くアピールすることも本来ここで求められているもので、81番の事業ではそういうセミナーなどを提供するとなっているのですが、やっていることは東京都主催のハラスメントに関するチラシを庁舎に置いただけになっています。指定企業に対するものと、もう1つ市民の方々にハラスメントの要因を解消するための理解、普及啓発や情報提供をしていくところについて、何か言ったほうがいいのではないかと思います。それが1つは学校での教育であったり、もう1つは市の広報などで取り上げたり、パラソルでハラスメントについてみんなで語り合おう会みたいな企画もできたらいいかなと。

私もセクハラやパワハラの講演や授業の依頼があって、境目が分からないといって、自分が加害者とされることにおびえている人のほうが圧倒的に多くて、何がハラスメントで何がハラスメントでないかの明確な区切りが欲しいと言われます。個々に具体的に丸とかバツとかもあるかもしれないけれども、より根本的なのは、相手の人格や尊厳を害していないかというのが一番の基本で、それをセクハラが先駆けで闘って獲得してきて、次にパワハラやSOGIハラとなっているという話の基本が、全然広まっていないのだなと。

何とかハラスメントというのだけが独り歩きを始めて誤解されているところについて、国立市ならではの普及啓発やイベントをやっていき、被害を受けてどうしましょうという情報提供もそうですが、自分が加害者になってしまうのではないかとおびえている人たちに対する誤解や根本のところについて、国立市ならではのメッセージを出せるといいのではないかと思いました。

【本田恒平委員】 指定企業というのは幾つか要件があって、それを満たせばまちづくり協力金がもらえるということのようです。であれば、例えば、その指定企業の要件の中に入れてしまうとか。国立市として男女平等推進のモデル企業になってくださいという含意を持ちつつ、全面には出さなくても要件として入れて、そこから指定企業以外のところにも派生されるようなメッセージを国立市として押し出していくこともできるのではないでしょうか。

【太田委員長】 かなり具体的に提言に盛り込んだほうがいいというようなことに、今なっているような気がしますが。

【本田恒平委員】 そうですね。それは要検討で。

【齋藤真希委員】 すごくいいアイデアだと思い、実際にそれをするかどうかは市が決めることかと 思いますが、少し強制力はあるけれども、国立市の思いが伝わるようなやり方をどんどん取っていき ましょうということでいいのではないかなと思います。

【太田委員長】 前回の提言で出されているような指定企業に対する取組も、引き続き提言として残しつつ、広く市民の方々に向けて、ハラスメントの加害者になり得るという心配を抱えている人に対するメッセージ、あるいは、そもそも何がハラスメントにつながるのかという、基本的なところからの情報提供も進めるという形になりますでしょうか。

特にご意見は出ていませんが、ストーカー対策等についても引き続き課題として、ここに上げていくことになるかとは思います。

【巣内委員】 そもそも、この「男女平等を阻害する要因の解消」というところは、セクハラとストーカーだけになるのですか。

【太田委員長】 計画ではそのようになっていて、計画に基づいて市がこれまでやってきた取組について我々が評価をして提言を出していく形になると思います。ただ、セクハラ、ストーカーという言葉にこだわらず、関連することは出していけると思います。

【巣内委員】 男女不平等で企業が関わることであれば、給与の問題などが物すごく分かりやすいと 思います。正規、非正規とか。それが入ってないのはなぜかと素朴に思いました。

【山下委員】 男女平等を阻害する要因はかなりいろいろある中、ここでセクハラとストーカーが出ているというのは、表題のつけ方がミスマッチを起こしているのではないかと思います。むしろ男女不平等によって具体的に生じる被害の話をしていて、それを防止するにはどうすればいいかという具体的な話として、セクハラとストーカーが挙がっているということかなと思ったところです。

【太田委員長】 計画の構造として、これは基本目標2の、差別・排除・暴力のない社会をつくるというところにひもづいた課題なのですね。

【巣内委員】 排除といったら、経済的な排除がすごくありますよね。

【太田委員長】 そこにひもづいた男女平等を阻害する要因の解消という表現になっていますが、それに基づいて立てられた計画ということになります。

【巣内委員】 日本は統計的にも男女の経済格差があると思うので、どこかにあるといいと思います。 【太田委員長】 次の計画に、もちろん今のようなご意見を盛り込んでいくということになるかと思います。 最終評価の答申で、そもそも計画のここがおかしいといった話をすると難しくなるので、次の計画でとさせていただければと思います。

次に「性の違いに配慮した健康支援」という課題についても、追加で答申に盛り込むべき内容がありましたらお願いします。

【吉川委員】 健康まちづくり戦略室のヒアリング回答で、Q4、外見上の性別に沿った相談を心がけたとありますが、そもそもどちらの性別であるのかという二元論感をすごく強く感じます。多様な性の持ち主である当事者が、それを表現して伝えていかないといけないのかなと思いました。それを自分自身で越えなくてもよいということが配慮なのではないかなと思うので、安心して相談できる環境を整備することが重要というのであれば、男女二元論によらないことも大切だということを、きちんと伝えたらいいと思いました。

【太田委員長】 ぜひその点も盛り込んでいければと思います。「性の違いに配慮した健康支援」というのは、先ほどのヒアリング回答とも重なるところで、吉川委員にいただいたご意見もそのように、もっとここを取り組んでいただきたいと、強調して書けるといいと思います。

かつてのこの場での検討の際には、性別を限定しない対応ができるよう取り組むというような回答 もあったりするわけで、部署によってトーンが違うということなのかとも思いますが、特に健康支援 は細かな配慮が求められるところなので、そこを強調して書いていけるといいと思います。

【山下委員】 パートナーシップ制度はもう始まっていますが、制度をつくるときには、始まったらその実態を踏まえてブラッシュアップできればという話がありましたので、どんなプラスがあったのか、あるいは、こういうことがあるといいというのが分かると、いい提言ができるかなと思います。

【事務局】 現在23組の方が届出をしていただいていて、戸籍上の性別で見ると、異性間と同性間が半々ぐらいです。異性間の事実婚を対象に入れたのは、都内だと国立市が初で、その後、武蔵野市と墨田区が続いて、東京都では対象になりませんでした。事実婚に関する問合せをいただくこともありますし、パートナーシップ制度では法的な効力がないので、同性婚が必要だというお声をいただくこともありまして、市長も同性婚の法整備に関する要望を国に対して出しています。

【山下委員】 トランスジェンダーの方のパートナーということもあるかもしれないですが、異性カップルで使われている方がそれなりにいるのだとすると、すごく興味深いというか、それはどうしてだろうかなと。その辺の実態を知りたいところですし、あとは東京都の制度が始まってなお、国立市の制度を選択されている人がいるのだとすると、どういった点にプラスを感じて制度を利用されたのか分かると、さらにブラッシュアップできる何かがあるのかなと思いました。

【太田委員長】 利用者のご意見を聞く機会は、なかなかないという気もしますが、寄せられた感想や要望があれば、聞かせていただけるといいかなと思います。

【巣内委員】 「性の商品化・売買春・援助交際等の課題に関する若年女性への啓発及び加害者男性への啓発」について、性を売るのは男性もあるのではないかとか男女二元論ではないかと思いました。ここには「援助交際等を容認しない社会を目指す」と書いてあるのですが、セックスワークをしている方たちは、いろいろな理由があってそういった仕事をしている状況にあって、むしろ何かのときに支援が必要かもしれないけれども、自分の仕事がスティグマ化されていて、相談しにくいという状況もあるのではないかと思います。売買春は女性の権利を侵害するものだとは思うのですが、当事者の方がこういった文言を読んだときにどう思うか。相談してもらいたいとか、どこかにつながってほしいと、市としては思うと思うので。

【太田委員長】 これまでダイレクトにそれに関して所管課から回答があったとか、何か取組の報告があったというわけではありませんでした。計画に書き込まれていながら目立った取組がされていないということかもしれず、再検討を要する箇所もあるということを、何らか提言に盛り込んでいくというのは重要なことかと思います。

【巣内委員】 セックスワークなのか売春なのかと、フェミニストの間でもすごく大きな論争があります。そういった状況にある人が、支援や公的な資源につながってほしいということなので、どういった言葉を使えば当事者に届きやすくなるのかとか、「容認しない社会」というふうに書いてしまうと、ご本人たちはどう感じるのかなというか、本人たちに届くようにしていただきたいです。

【山下委員】 援助交際という言葉はもう古くて、今は「パパ活」と言うみたいですが、例えばそういう状況のお子さんや当事者がいたとして、「容認しない」と書かれていると、困り事を抱えていることを相談できるだろうかと。もともとの計画では人権軽視の風潮を容認しない意識とあって、そこはそうだよねとなるのですが、援助交際を容認しないみたいに読めてしまうと、メッセージが誤解されて届かないかなと感じます。表現の仕方について工夫が要ると思ったところです。

【巣内委員】 性売買などがある社会構造を容認しないということだと思うのですが、そこを何か工夫してもらえると。援助交際は少女買春なので、援助交際という言葉は、フェミニストとしてあまり使ってほしくないなとも思います。

【太田委員長】 支援を必要としているかもしれない人たちがいるということを念頭に置いた上で、 市としてどんな表現をしていくのかということにも配慮すべきであるという形の内容になるかと。

【巣内委員】 性売買の仕事は、若年女性に限らず、様々な年代の方が働いているのが実態だと思うので、そこも難しいですが何か。

【太田委員長】 そういった工夫を答申にも盛り込んでいければと思います。残り時間が僅かになりましたので、ほかにご意見がありましたら、メール等で出していただければと思います。

居場所づくり事業については、ここにもあるとおり、「にじーず多摩」の取組が始まって、いろいろと前進しているというのは、これまで確認されたところで、学校の外でもこういった場所をつくることについて、その重要性を盛り込んでいくというような方向でよろしいのかなと思います。

「計画の推進体制の強化」という課題と「市職員の男女平等・男女共同参画の意識づくり」という 課題の2つがありまして、前回の答申ではそれぞれ提言がこのような形で出されていたと。

1つ目の提言については、市民意識調査のやり方に関わるところで、どうしたら回答率が上がるのかというような話をしてきましたが、実際にその効果があったのかどうかというのは、6月に速報を出していただいてから、詳しいデータに基づいた話ができると思います。

課題の2つ目の市職員の意識ということについては、先ほども事務局からご説明があったとおり、 職員の意識調査をこれからするということなので、そこがダイレクトに関わってくると思います。

答申の最終的なまとめにも関わると思うのですが、第5次の計画全体として、目標の達成がどれぐらいできたのか、できなかったとしたら推進体制のどの辺りを強化していくべきなのかという話ですとか、あるいは市の各部署で取り組んでこられた事業の在り方、そこにどのような配慮が求められるのかということも具体的に出てくると思います。

マッチングプロジェクトに対して提出した答申にも関わるところとして書いているので、その内容も踏まえつつ、ここにまとめられている意見を答申として文章化していくことになるかと思います。

【本田恒平委員】 多摩マッチングプロジェクトの資料の(4)で、「ジェンダーの観点から疑義がある場合には、市長室への情報提供・相談するよう周知」とありますが、これはこれまでもあってこれからもやっていくということなのか、この件をきっかけに強めていくということなのか、どちらしょうか。

【事務局】 今回の件については、チェック体制がどうだったかということもありました。こういう

観点があった場合は市長室へ相談するように周知すると、そこを強化しようということです。ただ、一極集中というのは本来おかしくて、各部署でチェック機能がしっかり働くということが大事で、何でも市長室が判断ということではないです。まずそれを高めるために、推進員が各部署で意識を高めていくことをやっていかないといけません。何か分からなかったら市長室に聞けばいいということでは、事業を投げていることになりますし、市の条例を職員がしっかり把握して推進していないということになりますので、どういうふうにバランスを取っていくか。最終的に判断に困るようなものについては、こちらに相談してもらうというようなことを考えていきたいというところです。

【本田恒平委員】 それが理想だと思います。最終的な解決方法というのはあると思うのですが、部署内での推進員による解決というのが、一番求められると思います。その上で、権力関係的に物言いができない関係とかいうことがこれまでの議論でもありましたが、それは男女平等推進とまた別のカテゴリーの話なので、それもパラレルで検討しなければいけないと思います。研修と推進員によるチェック機能を強化していくというところには賛同しています。

【太田委員長】 職員全体のこうした問題に対する感度をどう高めていくのかというところが課題だと、答申を提出した際に市長もおっしゃっていて、今回のこの回答にもそういった趣旨のことがあったと思いますが、それを改めて市役所全体に浸透していただけるような形で、答申をまとめることになると思います。

【山下委員】 上に対して下が言いづらい、夫に対して妻が言いづらい、親に対して子どもが言いづらいと、お互いの差があって言いづらいいところが支配関係につながっていったり、マイノリティがマジョリティに言いづらいから差別が起きたりというところに全部つながっていると思います。

セクハラから始まって、パワハラとかSOGIハラとかありますが、お互いがきちんと対等な人間 同士として尊重し合えるかというところが一番の肝だとすると、この市の中で、これはジェンダー平 等の観点からおかしくないかと気づいた人がいたときに、何か言いづらいというか、言ったら何か反 作用が返ってくるかもしれないとか、セクシュアリティやジェンダーの問題に限らず、大事なところ につながっていると思いました。

【太田委員長】 ジェンダーの問題だと切り分けずに、全ての業務につながる話でもあるという形で まとめられるといいのかもしれないです。

ここから次回以降のことを検討したいと思います。皆様には、これまでこの委員会で共有した意見などを確認の上、答申に具体的に何をどう書いていくかというのでご協力をいただければと思います。この計画の構造に沿って前回の答申書と同じような形で、それぞれの課題に対してどう評価するのか、さらにどういったことを提言として出すのかをまとめていくことになります。

前回の答申書作成の際には、全体を目標ごとに4つに分け、2、3人のチームを組んで、課題に対してどんな内容で答申書を作成するかという素案をつくっていただきました。前回は、どなたにどの項目をお願いするかも、事務局と相談しながら案をつくって、皆さんにどうですかとお願いする形にしましたが、そういった進め方を踏襲してよろしいでしょうか。別のアイデアがありましたら、ぜひいただきたいと思いますが。

よろしければ事務局と私のほうで相談して、どなたにどの部分をお願いしたいかを、別途ご連絡させていただければと思います。

6月の委員会から、具体的に答申の作成検討に入っていき、皆さんには事前にメモ程度のものをチームごとに提出いただきたいと思いますので、その点もご了承いただければありがたいです。7月の

委員会で最終的な確認ができれば、それを8月の委員会で答申書として提出する流れになります。その進め方と書くべき内容については、皆さんご意見等あろうと思いますので、いろいろな形で確認しつつ進められればと思います。

次回以降のことについて、事務局から補足をお願いします。

【事務局】 次回は6月23日金曜日の5時から7時、第1・第2会議室で実施いたします。次回までには、市民意識調査の速報が出ていると思いますので、そちらをご提出するのと、先ほどいただいたご質問への回答、本日ご用意できなかった審議会委員の男女比の資料も併せてご提出します。

【太田委員長】 進行にご協力いただきありがとうございました。また来月よろしくお願いします。

一 了 —